通所介護事業所 桜川陽だまり館 運営規程

（事業の目的）

第１条 社会福祉法人愛の会が開設する通所介護事業所桜川陽だまり館（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第一号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（第一号通所事業にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定通所介護及び第一号通所事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条 指定通所介護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２ 第一号通所事業の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　通所介護事業所 桜川陽だまり館

（２）所在地　茨城県水戸市河和田町５８番地

（職員の職種、職員数及び職務の内容）

第４条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　（常勤１名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）生活相談員　（２名以上）

利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。

（３）介護職員　　（３名以上）

利用者の日常生活の介護業務を行う。

（４）看護職員　　（２名以上）

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。

（５）機能訓練指導員 （２名以上）

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。

なお、員数については「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「第一号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たす人員を配置するものとする。

（営業日及び営業時間）

第５条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日　　月曜日から土曜日までとする。
（2）営業時間　午前8時30分から午後5時30分までとする。
（3）サービス提供時間 午前9時50分から午後4時までとする
（送迎時間を除く）
（4）利用者定員 通常型 30名

（指定通所介護及び第一号通所事業の内容）
第6条 指定通所介護及び指定第一号通所事業の内容は次のとおりとする。
（1）生活相談（相談援助等）
（2）機能訓練（日常動作訓練等）
（3）介護サービス
（4）介護方法の指導
（5）健康状態の確認
（6）送迎
（7）入浴
（8）食事
（9）運動器機能向上（第一号通所事業）

（指定通所介護及び指定第一号通所事業の利用料等）
第7条 指定通所介護及び第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。但し、法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合の額とする。
2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に不合理な差額が発生しないようにする。
3 第8条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び第一号通所事業に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から1㎞あたり30円の実費を徴収する。
4 前各項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
（1） 食事の提供に要する費用
（2） 利用者の希望により介護報酬の設定上、通常の利用時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用の内、介護報酬を超える額
（3） おむつ代
（4） その他、通所介護（第一号通所事業）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
5 前項のサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）
第8条 通常の事業の実施地域は、水戸市とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）
第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会を侵害してはならない。
2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業所に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を

減じることができる。
4 その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時等における対応方法）
第10条 指定通所介護及び第一号通所介護の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

（非常災害対策）
第11条 非常災害に対する関する防災計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

（虐待防止に向けた体制等）
第12条 管理者は、虐待防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。
また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。
（１） 事業所は、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
（2）虐待検討防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。
（3）職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

（その他運営についての留意事項）
第13条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
（1）採用時研修 採用後3カ月以内
（2）継続研修 年2回
2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（苦情処理）
第 14条 事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。
2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文章の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、茨城県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、茨城県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
4 事業所は、利用者からの疑問、苦情について、苦情相談窓口（苦情解決責任者管理者、窓口担当者 生活相談員、電話 029-257-7011）にて、相談を受ける。

また、意見箱や当事業所の設置する第三者委員会での受付も行い、責任をもって調査、改善をする。

（記録の整備）

第15条　事業所は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2　事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（カスタマーハラスメントへの対応）

第16条　事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

2　前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。
ただし、これらに限られるものではない。

（1）　暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言

（2）　業務の範囲を超える過度な又は不当な要求

（3）　合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム

（4）　その他、職員の就業環境を著しく害する行為

3　事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

4　事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講じるものとする。

5　カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

附　則

制定　平成19年　9月1日

平成22年　4月1日一部変更

平成23年　9月1日一部変更

平成24年　4月1日一部変更

平成24年　9月1日一部変更

平成30年　4月1日一部変更

令和　元年　6月1日一部変更

令和　5年　2月1日一部変更

令和　6年12月1日一部変更

令和　8年　6月1日一部変更

令和　8年10月1日一部変更